議案第9号

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月22日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成21年逗子市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を削り、第15号を第14号とする。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第14号及び 第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成31年3月31 日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、第16条第2項中「日額6,000 円(勤務した時間が4時間以下の場合にあっては、3,000円)」とあるのは、施行日から 平成30年3月31日までの間は「日額4,000円(勤務した時間が4時間以下の場合にあっ ては、2,000円)」と、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は「日額2,000 円(勤務した時間が4時間以下の場合にあっては、1,000円)」とする。

(提案理由)

本市一般職の給与について、社会情勢の推移及び近隣各市の状況を勘案し、改正の要

あるため提案する。